公益財団法人千葉県下水道公社定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人千葉県下水道公社と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、流域下水道の維持管理及び公共下水道に関する業務を行うほか、下水道知識の普及啓発活動、下水道技術の調査研究及びその成果の活用等を行い、県及び市町村の下水道事業に協力し、もって県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全を目的とする。

（公益目的事業等）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 流域下水道施設の維持管理業務に関すること。

(2) 下水道知識の普及啓発に関すること。

(3) 下水道技術の調査研究及びその成果の活用に関すること。

(4) 下水道の多目的活用に関する調査研究及びその成果の活用に関すること。

(5) 下水道技術者の養成に関すること。

(6) 下水道事業に係る建設業務に関すること。

(7) その他公益目的を達成するために必要な事業。

２　前項各号の事業は、千葉県内において行うものとする。

第３章　財産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の決議及び評議員会の承認を得るものとする。

（財産の管理及び運用）

第７条　この法人の財産は、理事長が管理及び運用し、その方法は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める財務規程及び資金管理規程によるものとする。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するも

のとする。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及びこれらの書類の附属明細書、財産目録、収支計算書等を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条　この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の３分の２以上の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。

（義務の負担及び権利の放棄）

第13条　予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において総理事の３分の２以上の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。

（会計原則等）

第14条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める財務規程によるものとする。

３　公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第４章　評議員

（定数）

第15条　この法人に、評議員３人以上７人以内を置く。

（評議員の選任等）

第16条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行うものとする。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員の配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人又は認可法人

３　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記しなければならない。

（任期）

第17条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第18条　評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

第５章　評議員会

（構成及び権限）

第19条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 定款の変更
(5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
(9) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3　前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第１項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第20条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

2　定時評議員会は、毎年１回毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。

3　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第21条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2　前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第22条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を示して、招集の通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第23条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第24条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項

3　評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第15条又は第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第25条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議

に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第26条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第27条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した評議員のうち１人及び理事長は、前項の議事録に記名押印するものとする。

（評議員会運営規則）

第28条　評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第６章　役員

（種類及び定数）

第29条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　５人以上11人以内

(2) 監事　２人以内

２　理事のうち、１人を理事長とし、１人を専務理事、２人以内を常務理事とすることができる。

３　前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法第197条において準用する同法第91条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第30条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事である理事長及び業務執行理事である専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１人とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

４　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

５　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務・権限）

第31条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　専務理事及び常務理事は、理事会において別に定める役員等職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第32条　監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するものとする。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第33条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の

終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。

4　役員は、第29条第１項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第34条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（役員に対する報酬等）

第35条　理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

第７章　理事会

（構成）

第36条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第37条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 規程及び規則の制定、変更及び廃止

(2) この法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第38条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

2　通常理事会は、毎事業年度２回開催する。

3　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（招集）

第39条　理事会は理事長が招集する。

2　前条第３項第３号による場合は、その請求をした理事が理事会を招集する。

3　理事長は、前条第３項第２号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の

５日前までに通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）

第40条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第41条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第42条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第43条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第31条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第44条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第45条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第46条　この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上の決議を経て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的、第４条に規定する公益目的事業等、第16条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第49条に規定する公益目的取得財産残額の贈与は変更することができない。

２　前項の規定にかかわらず、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上の決議を経て、第３条に規定する目的、第４条に規定する公益目的事業等、第16条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

（合併等）

第47条　この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

（解散）

第48条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第49条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務

を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を１箇月以内に千葉県に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、千葉県に贈与するものとする。

第９章　情報公開及び個人情報の保護等

（情報公開）

第51条　この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開に関する規程による。

（個人情報の保護）

第52条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第10章　事務局等

（事務局）

第54条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　事務局長を置く場合は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第55条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第２項に定める情報公開に関する規程によるものとする。

第11章　補則

（委任）

第56条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は、田 中　亨 とする。

4　この法人の最初の評議員は、別紙公益財団法人千葉県下水道公社の最初の評議員名簿（別表第１）に掲げる者とする。

5　この法人の最初の理事及び監事は、別紙公益財団法人千葉県下水道公社の最初の理事・監事名簿（別表第２）に掲げる者とする。

附　則

この定款は、議決の日から施行する。

附　則

この定款は、令和９年４月１日から施行する。

別表第１

公益財団法人千葉県下水道公社最初の評議員名簿

氏　　名
鈴　木　　徹
蓑　輪　　昇
武　間　豊　夫
腰　越　貞　次
北　嶋　滋　只

別表第２

公益財団法人千葉県下水道公社最初の理事・監事名簿

役　　職	氏　　名
理 事 長 (代 表 理 事)	田　中　　亨
専務理事 (業務執行理事)	宇　野　英　雄
常務理事 (業務執行理事)	新　井　　守
理　　事	東　條　　等
理　　事	忍　足　俊　之
理　　事	石　井　健　三
理　　事	小 笠 原　　朗
理　　事	矢　部　　勲
監　　事	庄　司　末　光